

両国高校野球部 O B 会会則

第一条（名前）

本会名称は、「両国高校野球部 O B 会」とする。

第二条（目的）

本会は、O B、O G 相互の親睦を深めるとともに、両国高校野球部の発展に協力することを目的とする。

第三条（会員）

両国高校野球部 O B および O G を会員とする。

第四条（両国高校野球部 O B 会幹事会）

一 本会幹事会の構成を次のように定める。

- （一） 会長 一名
- （二） 副会長 若干名
- （三） 会計役 一ないし二名
- （四） 会計監査役 一ないし二名
- （五） 事務局 複数名

二 上記幹事の任務は次のように定める。

- （一） 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （二） 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- （三） 会計役は、本会の会計及び経理を処理する。
- （四） 会計監査役は、本会の会計及び経理を監査する。
- （五） 事務局は、本会の活動及び運営に必要となる実務全般を処理する。

第五条（幹事の任期）

幹事の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

第六条（会費）

本会年会費は次の通りとする。

- 社会人 一口 四千元（一口以上）
- 学生 一口 二千元（一口以上）

第七条（総会）

本会幹事会は、本会総会を原則年一度開催し（開催されない場合は別途方法により）、本会の活動を本会会員に報告する。また会長が必要と認めたときは、臨時の総会を開くことができる。

第八条（活動内容）

- 一 会報の発行。
- 二 会員相互の親睦のための活動。
- 三 両国高校野球部への支援活動。
- 四 その他、本会発展のための活動。

第九条（その他）

本規約の変更（追加、削除を含む）は、本会幹事会において幹事過半数の同意を要するものとし、変更あった場合は、本会会員にその旨通知するものとする。

付則 この規約は平成二十六年二月八日より実施する。